

## 地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和2年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
神栖市	水道事業	—	—

### 実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	地方独立行政法人への移行	
							○

### 現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

神栖市水道事業については、平成30年3月にアセットマネジメント、人口ビジョン等に基づく中長期的な視点から策定した経営戦略(水道ビジョンに含む)によると、民営化や広域化など抜本的な改革は必要としていません。当市は鹿島工業地帯があり、現状のまま企業等の活動が継続すると想定し、人口の減少は緩やかであると予測しています。水道事業の経営上も一般会計からの繰入金や料金改定(令和3年度に平均5%の値上げ)等により黒字を確保し、一年間分の営業収益と同程度の現金を保有し、企業債も減少していく見込みです。民営化のメリットについては、近隣に実績が無く水道料金の上昇や水道施設の更新について不安があります。広域化についても近隣の市水道事業との統合となりますと、神栖市の負担が現在より増えるのではないかと危惧しています。また、当水道事業は浄水場を有しておらず、配水場が4施設ありますが、更新も完了し、PFI事業に適した工事等の予定もありません。

しかし、経営の予測は企業等がこのまま神栖市において活動し、一般会計繰入金も維持されることを前提としていますので、もし企業が撤退した場合は急速な経営の悪化が予測されます。このような状況を回避するためには、スケールメリットを考慮し、広域化について検討していくべきなのかもしれません。現在、茨城県企業局において広域化の検討の一つとして「水道事業基盤強化のための勉強会」を定期的で開催していますので、その中で情報収集していきたいと考えています。

## 地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和2年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
神栖市	下水道事業	公共下水道	—

### 実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	地方独立行政法人への移行	
							○

### 現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

神栖市の公共下水道は茨城県の鹿島臨海特定公共下水道に流入する関連下水道として供用を開始したため、広域化が事業当初からなされていること、市内の汚水処理場である深芝処理場は茨城県が管理しており、神栖市が管理している中継ポンプ場の管理・運営だけでは民営化・民間活用等も難しいことから、新たな抜本的な改革に取り組むのは難しいと考えている。ただし、令和2年4月1日から地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計へ移行したことから、法適用後の経営戦略を策定中であり、策定内容を踏まえて今後の経営体制・手法を継続や改善の検討をしていく予定である。

## 地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和2年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
神栖市	下水道事業	特定環境保全公共下水道	—

### 実施状況

抜本的な改革の取組						<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>現行の経営体制を継続</b>  ○                 </div>	
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用		地方独立行政法人への移行

### 現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

神栖市の特定環境保全公共下水道は茨城県の鹿島臨海特定公共下水道に流入する関連下水道として供用を開始したため、広域化が事業当初からなされていること、市内の汚水処理場である深芝処理場は茨城県が管理しており、神栖市が管理している中継ポンプ場の管理・運営だけでは民営化・民間活用等も難しいことから、新たな抜本的な改革に取り組むのは難しいと考えている。ただし、令和2年4月1日から地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計へ移行したことから、法適用後の経営戦略を策定中であり、策定内容を踏まえて今後の経営体制・手法を継続や改善の検討をしていく予定である。